

第3章 自動車の型式の指定等に係る審査結果の通知方法

3-1 審査結果の通知方法

法第75条の5、自動車型式指定規則第11条、共通構造部型式指定規則第12条及び装置型式指定規則第12条の規定その他国土交通大臣の定めによるほか、審査結果の通知は次の方法により行う。

- (1) 審査結果の通知は、審査内容に応じて様式1から様式7のいずれかの審査結果通知書を国土交通省自動車局審査・リコール課へ送付することにより行うものとする。
- (2) 審査が終了したときは、終了当日中に、審査・リコール課個別業務システムに審査結果の登録を行うものとする。